

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、府中市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 社会福祉関係団体の構成員 7 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4 人以内
- (4) 府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者 2 人以内
- (5) 民生委員 1 人
- (6) 公募による市民 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。